

# 育生会訪問看護ステーション ユーカリ 介護保険訪問看護料金表

令和6年6月1日現在

介護保険制度では、ご利用者様負担額を頂くようになっております。

## 1 訪問看護の介護報酬に係る費用

2級地 11.12円

	基本単位	ご利用者様負担額			
		1割	2割	3割	
イ)訪問看護	20分未満	314	350円	699円	1,048円
	30分未満	471	524円	1,048円	1,572円
	30分以上1時間未満	823	916円	1,831円	2,746円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	1,255円	2,509円	3,763円
ロ)訪問看護 (セラピストが訪問する場合)	20分	294	327円	654円	981円
	40分	294×2	654円	1,308円	1,962円
	60分	294×90%×3	884円	1,770円	2,652円
セラピスト(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問)について					
(1)理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合		-8	-9円	-18円	-27円
(2)看護職員の訪問回数が理学療法士等の訪問回数を超えているが、特定の加算を算定していない場合 ※1		-8	-9円	-18円	-27円
加算					
初回加算 I ※2	初回訪問時	350	390円	779円	1,168円
初回加算 II ※3	初回訪問時	300	334円	668円	1,001円
退院時共同指導加算 ※4		600	668円	1,335円	2,002円
緊急時訪問看護加算 I ※5	月1回	600	668円	1,335円	2,002円
緊急時訪問看護加算 II ※6	月1回	574	639円	1,277円	1,915円
複数名加算 I ※7 (看護師等2名)	30分未満	254	283円	565円	848円
	30分以上	402	447円	894円	1,341円
複数名加算 II (看護師と看護補助者)	30分未満	201	224円	447円	671円
	30分以上	317	353円	705円	1,058円
特別管理加算 I ※8	月1回	500	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算 II ※9	月1回	250	278円	556円	834円
口腔連携強化加算 ※10	月1回	50	56円	112円	167円
長時間訪問看護加算 ※11		300	334円	668円	1,001円
ターミナルケア加算 ※12		2,500	2,780円	5,560円	8,340円
看護・介護職員連携強化加算 ※13		250	278円	556円	834円
イ・ロ)サービス提供体制強化加算 II ※14	1回につき	3	4円	7円	10円
夜間/早朝 ※15		所定単位数の100分の25			
深夜 ※16		所定単位数の100分の50			
定期巡回・随時対応訪問看護事業所と連携して訪問看護を行う場合	月1回	2,961	3,293円	6,586円	9,878円

※利用者負担額(1割、2割又は3割)の算出方法

単位数×11.12円=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9、0.8又は0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

## 2 その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	15000円	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域(保土ヶ谷区、南区、戸塚区平戸・平戸町・品濃町、港南区芹が谷・東芹が谷・下永谷、旭区左近山・市沢・南本宿)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1kmあたり100円

## 3 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項目	金額	説明	
訪問看護(保険外) 30分毎	4500円	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。	
早朝	午前6時～8時		25%増し
夜間	夜間18時～22時		25%増し
深夜	深夜22時～6時		50%増し

- ※1 ①前年度のセラピストによる訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること  
②特定の加算とは、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと
- ※2 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合に加算する
- ※3 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を行った場合に加算する
- ※4 病院等施設に入院又は入所中の方が退院(退所)するにあたり主治医やその他の職員と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合
- ※5 ①利用者又は家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあること  
②緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合
- ※6 利用者又は家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあること
- ※7 利用者の身体的理由やその他の状態から判断して一人の看護師等では困難と認められる場合
- ※8 留置カテーテル(バルーンカテーテル、鼻腔カテーテル、胃瘻、IVH等)気管カニューレを使用している状態
- ※9 人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理・在宅自己腹膜還流指導管理・在宅持続腸圧呼吸療法指導管理  
在宅自己疼痛管理指導管理等を受けている状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※10 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合
- ※11 特別管理加算対象者のみ利用可能。1時間以上1時間30分未満の訪問看護に引き続き、通算1時間30分以上となる場合
- ※12 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
- ※13 介護職員による痰吸引等について訪問介護事業所と連携し、利用者様に係る計画の作成の支援を行った場合
- ※14 厚生労働大臣が定める基準に達した事業所に加算される
- ※15 夜間(午後6時から午後10時まで)早朝(午前6時から午前8時まで)計画に基づいた訪問看護を実施した場合
- ※16 深夜(午後10時から午前6時まで)計画に基づいた訪問看護を実施した場合